

第八部

國第一回參議院勞動委員會會議錄第十一號

- 職業安定法案（内閣送付）
  - 労働基準法の適用除外規定制定に関する陳情（第二百五十一号）
  - 失業手当法案（内閣送付）
  - 失業保険法案（内閣送付）
  - 企業再建築その他に関する陳情（第三百四十三号）
  - 労働基準法第四十条の特例に関する陳情（第三百四十四号）

昭和二十二年十月十日（金曜日）午前十時三十五分開会

本日の会議に付した事件

  - 失業手当法案
  - 失業保険法案
  - 「一般労働問題」に関する調査承認要求に関する件

四條の「給料及びこれらに準するもの」などにはいろいろの手当は含まれますからどうか。それから七條の第二行目の「恩給、退職料、その他これらに準する」とあります。四條の「給料のものではないか。そういう場合には、この被保險關係がどうなるか、お尋ねいたします。す。以上です。

○政府監視(上山國春) 第四條の金、給料及びこれらに準するものの範囲といたしましては、名称としましては手当とかその他いろいろな名称がござりまするものも、原則的には全部入ります。つまりでござります。但し臨時に支給されるものでございますとか、二ヶ月の期間を超えて支給されるもの等ありますとか、それから現物給与の部等についてはこれを除外したいつりでございまして、そういう細かい目的の点を政令で決めたいと思ひます。尙具体的に申しますと、只今まで健康保険、厚生年金等におきましては家手当がありませんでしたが、今度こちらでは家族手当等もはつきり入れたと思つております。

それから第七條の点でございまが、この恩給とか退職料とかその他いろいろな名義でございましてもこれが老年金のような性質のものでござりますが、名義は恩給、退職料といふになりますが、お尋ねいたしまして

○福東治君 この法律と、それから現在いろいろな会社あたりで行われておる或いは退職金、或いは解雇手当とか、そういうものに対するこう関係と申しますか。それに対する政府のお考えは如何でありますか。

○政府農業(上山謙三) 退職金等につきましては、現在会社等もいろいろございますが、それらは多くは勤続年限等を考慮いたしましてのものが多いためではないかと思います。ところがこの失業保険金につきましては、苟くも六ヶ月以上の賃貸期間を持ちましたものは、同じじように失業期間中は失業保険金を支給するということになつております。若干その間に役日が違つて参るのじやないかと思います。それから解雇手当につきましては、これは労働基準法にも規定がございますが、三十日以上の予告期間があります場合には、全然支給しない。予告がない場合に初めて三十日分に相当する解雇手当を支給するというような規定になつております。その他それより後の役目を持つておるという関係がございますので、この失業保険法ができましたからといって、今までありました退職金なり解雇手当等を全部なくすといふことは考えておりません。但し現実に工場等におきまして解雇をする

いうような場合に、どの程度の退職金を支給するがよいか、又基準法の工場手当の解雇手当以上のどの程度の手当を支給するがよいかといふようなことは、いろいろ議論があると存します。そういう場合の國の失業保険におきまして、こういう程度の失業保険金が支給されるかということが決まっております。すると、当然その退職金なり解雇手当をどの程度支給するがよいかといつて判断をいたします。前提には当然なつて参らうと思います。そういう意味で退職金と解雇手当との制限を成るだけ規準化すると申しますか、そういう働きは現実にはあると思いますが、この保障法ができましたために、そういうのを整理するといふようなことは特別考えておりません。

の臨時労働、四ヶ月以内の新設労働者といふものが、強制保険からも任意包括保険からも除外されておりますが、なぜ除外されなければならんかという理由と、それからこの除外されておる人々を想定した場合どれくらいの数になるかということ、それから第八條では第六條の規定以外の場合のものに触れておりますが、この場合は、「第六條に規定する事業以外の事業所の事業主は、労働大臣の認可を受けて、云々」いう項目がありますが、この場合、これが事業主に委ねられて、その事業所に雇われておる従業員に委ねられるのはなぜであるか、その点伺いたい。

744] 1996-1997

きましては少いのでございました。尙健康保険、厚生年金等におきましても、それらの法律の適用の必要が少いというので現に規定除外されておるわけでございます。それでこの第六條の適用事業につきましては、「これは文字の表現としましては基準法の文字を使つてございますが、実質的な適用範囲としましては従来の健康保険なり更生年金なりと全然同じ適用範囲にいたしております。一應私たちとしましては、今出発するに際しましては適用上の実際の困難等のことも考えましてこの程度で出発をいたしたいとかようになります。但し健康保険なり更生年金なりとも相並べまして少し適用を拡張する必要がありますれば、將來十分更に検討しました上で法律改正の手続を取つて参りたい、かような考え方でございます。但しこの日儲労務につきましては、第十條にござりますように、常備的になりましたものは日儲なり或いは臨時雇であるに拘わらず、被保険者に入れることにいたしております。而して、日儲の名義を借りまして実質上常備的なものを適用上から除外するということがないようにいたしたいつもりでございます。尙この十條の日儲なり臨時雇の適用いたしますやり方からも健康保険法等に倣いましてそれと調子を合してやつております。

れます前にその人だけが急に保険に入つて来るというようなことと、失業する機会が多いようなものだけが失業保険の被保険者になると、いふようなこともありますし、普通保険で選択といふようなことを申しておりますが、そういうことはそういう意味からも適当でないし、又事務的にもそこまではとても手が届かないというので、これも健康保険、更生年金といずれも包括して保険者ということにいたしまして、この事業場においてますものを承認しておるわけでございます。従いまして被保険者に対するということに相成つておられます。従業員の方から離れておられたい、こういつもりで一人一人の従業員からその認可を申請するのですがございません、事業主の方から離れておられたい、こういつもりでございます。但しこの第二項にもございますように、従業員の同意を得なければならぬことになりますし、それから第三項にあります点は、自分の従業員の希望がある場合には申請をしなければならないということになります。これは健診保険等についております。これは従来健診保険等では特にこういう規定を設けませず、に、実質上こういう趣旨で運用されることを希望しておつたのであります。が、今回失業保険法におきましては、法律上はつきり、多數が希望した場合には必ず被保険者にいたすということの申請を事業主がやらなければなりません。かような規定にいたしたわけでございます。

て、この歐米諸國が、平常時の経済下における失業対策、從つてそれとしての失業保険、それから日本のようないま常にアプローマルな経済情勢においての失業対策ということと、それからもう一つ、社会保障的な觀念から見て、社會保險の觀点からこの失業保険を見て行く、大体こういうふうに見て行く必要があるのではないか。私はそういう前提から、以後御質問申上げる。

第三條でありますか、第三條の失業の定義でありますか、「被保険者が離職し」これは第二項に定義がありますが、「被保険者が離職し」これが各國の失業保険論者にとって、実に困るというのです。この点におきましては、諸外國の立法例を見ますすると、實際上非常にむづかしい問題であります。いろいろな規定をいたしております。ただここでは労働の意思及び能力を有するにも拘らず、こういうふうに極めて簡単に語つてあるのであります。これは立案者の方面から見まして、ここで実際の、例えば職業安定所におきまして、失業登録をしたから、そうしてこじこじ張張して手帳に捺して貢う、こういふようなことから、それだけのことでは私は労働者の、労働の意思及び能力があるということは、認定はまだつかない、といふふうに簡略化された理由は何か、政令が何かおいてこれを確定できるとうな……これは非常にむづかしいのです。が、どういふようにカヴァーするか、ということが、何か御腹案があるか、どうか、あれは「一つ御説明願いたい」。

○國務大臣(米澤源亮君) これは山田さんの御説明のように考えれば非常に

模範でございまして、例えは経済状況と  
考えなければならぬ日本の國策と  
並びそれといわゆる立地計画と  
ますか、人口政策といいますか、そな  
いつたことまでも考究が行くのです。  
そういうことをこの法律に、「一つの條  
項に纏めて書く」ということは、到底困難  
難でありますて、従つて多少アムビギュ  
ニアスな点があるかも知れませんが、  
こういう立合に押えたのであります。  
即ち憲法で、各人は公其の安寧に背かない  
ない限り職業の選択ができる、この精神  
神をここに表わしたのであります。  
○山田節男君 今の御説明は尤もでござ  
りますが、私はこの失業保険の、失業  
の行政の問題としてお尋ねしております  
であります、まだ日本においてはまだ  
の失業保険の行政が行われてないのが  
でありますから、未経験でありますから  
ら、私は敢てこれを断言しようとは  
いたしませんが、實際の諸外國でや  
っている失業保険行政の実情を見ますと  
とすると、この労働の意思及び能力が大  
あるというだけで、それを失業者とし  
うことは、私は至極簡略過ぎるのではないか。  
これは大臣には無理かも存  
ませんけれども、他の政府委員から  
いろいろ研究されておることと想い  
すから、政令が何かで、もう少し  
の簡略せる点を……、要は失業保険の  
範囲、それから失業被保険者の利益を  
擁護する、これをお伺いするのであ  
ります。

にも、いろいろ問題が起つて來るのであります。我々はその問題を探る限り、下へ紹介せしめるものないよう、とにかく常識的に本人が申出で、いわゆる求職を申し出で、而もそれが人一馬力、いわゆる体力或いは精神状況。そういう状況で、本人の希望意思を確めて、それが労働する意図があり、又それだけの体力がある。こう係官の認定したときに、而もそれは職業がない。これで以て失業として解釋しておるのであります。別に法令によつて、どういう場合、こういう場合と書く考へはありません。

入りたいといふのは、例えは整理さん、失業といふことを控えておりまし  
さんの御説明のように考えれば非常

には、或いは医学的にも、又社会学的にも

つた者は、他に利用ができない。そう

いう意味の能力もあるだらうと思いますが、専門にぶつかりまして。それでありますから、これは一例であります。第六條に言つておられる失業被保険者たるべき範囲において伺つて、行政上そういう運用は多々あるだらうと思います。この点は私は若し大臣の仰しやるようなことでお考えになつていならば、それこそ政令において、そういうものの細則を決めて置かないで、丁度これは今日の生活保護法が非常に過費に陥つてゐる。文句は簡略であります。が、非常に過費されてゐる。あれを思い出して御質問申上げたのであります。

いろいろ論議がありました。たゞ、例え  
ば二十一條の第一号の「受給資格者の能  
力からみて不適當と認められるとき」、  
こういった問題のときに、英語で  
いうインストレーブル・シーバーといふ  
言葉を使うならば、或いはアンスター  
ブル・レーベーこういうふうにすべき  
か。このカティゴリーについては非常に  
問題になつたのであります。結局は  
やはり日本もたとい今は敗戦國であ  
り、いろいろの條件が呼ばれておる。  
これはアンスタートブルの程度に止むべ  
きである。こういう工合に委員会の審  
議が決つた。そこでそちがといって労  
務の配置調換といふものの配置調換を  
なし得る余裕も非常に狭くすることは  
いけないのであつて、これは本人の意  
思を聽き、そうして本人の意思によ  
ては前の給料よりも非常に安い仕事、  
或いは前の仕事とは相當懸けてお  
つても本人の意思がそれで我慢する。  
全然違つた職ではないが、多少で  
も類似点のある仕事に本人がそれに準  
んでやる場合においては就職を斡旋す  
ることができる。こういう工合に考  
えておるので、このことについては考  
察を狹めるようにして行きたいといふ  
いう工合に考えております。

いておるが、それからこの十條には、簡月の期間以内にこれを雇用した者、こういふような規定があります。併しながらこの徒弟はもつと廣い意味の二年も三年もこの基準法が今後適用されることになりますと、この徒弟に対する年齢から申上げますと、十五歳以上の被保險者が出来るんやないかと思いますが、そういうことに対する御対策をどうやるかこの点をお尋ねしたい。それから併せて性の問題ですが、男女性の問題ですが……。

○政府委員(上山顯君) 適用範囲でござりますが、第三國人も入ることに考えております。それから年齢の点につきましては、これも実はいろいろ議論がございまして、社会保険制度調査会以来、最低年齢なり最高年齢を定めようではないかという意見もあつたのですがございますが、最低年齢につきましては、労働基準法等に規定もございまして、苟くもこれら事業場に雇われておるものについては、年齢の制限は設けない方がいいのじやないかといふ結論に到達いたしまして、適用年齢に制限を設けなかつた次第でござります。それから最低の收入の点につきましては、最低の收入につきましては、労働基準法等におきまして最低賃銀の規定があるわけでありまして、漸次そういうものの具体的なきまりができるのじやないかと思つております。それから第1徒弟という名義でございましても、

等の事業に働いておる者で、雑役と申しますか掃除人夫、いわゆる日雇、カジュアル・レバーバー、こういつたものがこれに含めるのかどうか。それから二の「法人の事務所であつて、常時五人以上の従業員を雇用するもの」は若し法人の事務所であつて、これが漁業水産業こういつたようなものの生業人であつた場合に、これが適用されるかどうかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(上山顯君) 雑役の問題としましては、結局第十條の規定と関係すると思うのでございまして、日雇は入れられる関係に考えますれば、原則として被保険者から除外されるのであります。が併したとい日雇の雇用形式でありますても、現実に同一の事業主に雇用されておりまして、引続一ヶ月以上超えました場合には、一ヶ月を超えた後はこれを被保険者いたすということになつております。尚これに関連しましては、職業安定法で御審議願いたしたように、そういう雑役の人が労務供給業によつて非常工場に供給されておつたのであります。されまつたものは、工場の方で常雇が、労務供給業が廃止されるに伴つて、これはできるだけ工場等の雑役として、今まで労務供給業で日雇として供給指導いたしたいと思つております。これからもう一つ、法人の事務所でございますが、農林業はこれは先刻も御審議があつたのであります。が、被保険にはしておりませんが、法人といふことになりますと、農林業でも公益法に違ひありませんので、法人であります限りは、農林関係の生業でもやは

第六條第一号に該当することになつております。

○螺末治君　この法律と関連いたしまして健康保険法或いは厚生年金保険。こういうものがあるわけであります。が、上の施行後の実質を考へるとお

いて、この二つの法律の今までの実績をお示しを願えませんでしょうか。健康保険が施行されて以來計数的にどうなつておるか、厚生年金もそういうようなことでできることなら改字を示

して、この実績を一度御説明願えれば、この法案の審議に大変参考になると思いますが……。

所管関係が大部分だろうと思いますので、只今直ぐというわけには参りませ  
んが、厚生省と連絡を取つて御回答相

成るようにしたいと思います。  
○堀末治君 もう一つ、健康保険があり、競って又今度この会合が施行され

る。それに在來の退職手当のようなもののが規定があり、或いは解雇手当のよ

経営者の負担が次から次へと増すわけ  
であります。こういうものが國家の  
手でつぎ／＼に施行されるようなこと

になりますと、或いは退職金の如き会社でそういう制度を置かなくてよい

のじめないかといふうが感じもいたします。固よりどの事業も十分に収益を收めておる間はどういう制度をして

が、今後における事業の経営と今の国情に照して考えるとき、事業主の負担も次から次と増すわけです。従つてこ

これらのこととは事業主の負担になり、同時に貯蓄の中にも必ず織り込まれるという結果になるわけです。さ

高になるいうような結果を來すわけでありますが、いわゆる退職金などの將來に対する政府のお考えはどういうもののか、それを一つお聞かせ願いたい。

○國務大臣(米澤謙次君) 堀さんのお尋ねの点御尤もだと思いますが、失業保険は失業者だけが全額を負担するのじやなしに、御承知の通り三分の一を持つということになつておる。と同時に一方から見れば、一種の社會保護であり、且つ相互扶助の觀念から、社會連帶の觀念から出でておる法令であるわけであります。これが実行されるからと言つて、私企業における退職手当あるいは解雇手当を廃めでよいと、こういう工合に政府は考えておらないのであります。勿論これは經營者の經濟状態によるものであります。大体解雇手当及び退職手当といふものは多少の例外はあるつても國体契約でこれは決めておるのであります。従つてこの法令ができたからと言つて、國体契約の変更まで政府は考へておると、こういう工合には我々は考へておりません。ただ將來失業保険ができる、それによつて或る程度失業中の生活費が保障されるとといひますか、多少その生活が樂になるということは事実でござりますから、今後退職手当、解雇手当を決める場合において、失業手当或いは失業保険があるということによつてその率を加減することは当然起り得るだうと考えております。かようなことは考えております。

の次に「破壊若しくは解体又は材料の改造の事業」とあります。これはちよつと私分りにくいのです。これは英語の方を見ますと、こうではなくて、英文のコンストラクションからいえば、「仕上・販賣のためにする仕立、それから物の材料の破壊若しくは解体又は……」。こういうふうにとるべきじゃないかと思います。「仕上・販賣のためにする仕立、破壊若しくは解体又は……」というふうに書かれると、これがの主格がどこにあるのかよく分らない。

○理事(栗山辰夫君) 只今厚生局長が  
こちらにおられませんので、できれば  
次回に願いたいとのことです。が、よ  
り一間違つておりましたら御修正を  
します。

○堀末治君 結構です。成るべく貴社  
を揃えてやつて頂きたいと思います。  
○山田節男君 第三章以下の審査に當  
りますが、本案を立案するに當つての  
失業保険の經理上いろいろな資料并  
びに公共職業安定所ですが、ここであ  
りでお使いになる失業保険登録手帳、  
こういったものの実物をこちらに持つ  
て来て頂きたい。その他失業保険給付  
のためのいわゆる待期期間、給付期間  
等について経理上の数字、これがどう  
いう査定でこういうふうにしたのであ  
るか。その他失業保険經理に関する  
本案に關係する材料を是非一つ御提出  
願つて、併せて審査をして頂きたい、  
こういうふうに考えております。

○政府委員(上山顯君) 資料につきま  
してはできる限りのものはお揃えし  
て、御検討願いたいと思います。但し、  
取扱手続等につきましては、目下一時  
の案も持つておりますが、尙ほ係  
面ともいろいろ折衝中でございま  
して、最終的には決つてしない。始終改  
正を加えておるようなものでございま  
すので、その辺お含みを願いたいと申  
います。

○山田節男君 あるだけで結構です。

○壇末治君 もう一つ、これは労働大臣にお尋ね申上げたいのですが、最近、今の退職手当の問題は大分各方面で問題を起しておるのであります。されど、これは今まで別に何らの基準なく、各社各様にやつております。こういうふうなことで、段々労働組合が発達するに随つて、そういうものが漸次組合員の手によつて調べられて、できるだけいい方にそれを規定せられるようになりますが、さようなことになつて、各事業主の方に迫られておるような傾向であります。が、さようなことがありますので、今の日本の実際の経済状態あたりを勘案いたしまして、折角労働省もできしたことでありますから、何かそういうふうなことに対する一種の標準なり、或いは甲、乙、丙とか、A、B、Cとかいうふうな段階でも設けて標準を示すというふうな考えはございませんでしようか。

○國務大臣(米澤善亮君) 従来の建設業においては、労資の間に團体協約を結んでやつて行くという方針ですが、併し基準などを程度に、退職手当の最高最低と言いますか、そういう基準を設けることは、或いは必要じやないかとも考え方ますので、よく失業保険が実施されて、それによつて労働者の生業中の生活がどの程度にカバベシされるかということとも睨み合せまして、私としてはそういう基準について労働省で案を作つて見たいと、こういう工合に考えております。

○壇末治君 成るべく早い機会に願いたいと思います。

卷之三

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(藤山良夫君) 中野委員から、地方労働基準局の問題について御質問がある旨今御要求がございましたが、大田の御都合もござりますので、ここでちよつと中断しましてお聞きしたいと思います。よろしくお聞きしますか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員 これはこの間から政府委員の方にも一應お話ししてあるわけですが、時間がございませんから、私は敢えず坐ってお話ししますから、皆さん氣を悪くなさらないで頂きたいと思います。それから皆さん立つてお話ししされるのですが、私たち足が悪いので坐つてお話ししますから、皆さん氣を悪くなさらないで頂きたいと思います。

実は労働基準局の問題については、

最初のときからいろいろ問題がありま

して、殊に初めてできるものですか

ら、いろいろな関係上手違いがあると

いうことは、これは或る程度止むを得

ない」と、こう考えられます。そこで私

も細かいことをつづき出すという意

味でお問い合わせするのではないので、その

ことはよく政府委員の方でも了解して

頂きたいと思います。

問題は、九月の二十九日の福井新聞

に、福井の労働基準局のやつた仕事に

ついてこういふ投書があるのです。ち

よつと簡単に読みます。題は、「シャン

パン給」という題になつております。

「先日縣内労務者用として福井労働基

准局からシャンパンの上衣が配給され

た。極めてお粗末なものであるが、一

枚二百九十九円五銭で、その上基準局

の手数料が三十円附加されているの

で、結局一枚三百二十九円五銭とな

る。値段の高いということは、このシャン

パン給上下一着分が二百二十円で市場で販賣されてゐることで御了解願えると思う。特に基準局がこの一枚については三十円の手数料を附加しているのは何故か、受給者が受取に行くのだから輸送費も要らん筈である。私は敢えず思はない。何か理由があること

と考へる。

更に最近配給される品物には、事業

関係組合が基準局の手数料と同額程度

の手数料を附加しているから、結局労

務者の手に入るまでには非常な高値と

なつてしまふ。厥なら配給を受けるな

と言えばそれまでだが、それでは納得

できない。納得できるように本欄で次

の項について福井労働基準局長さんの

御説明を願います。

一、シャンパン上衣一枚が市價の三倍にもつく理由

二、労働基準局がかような高手数料を

附加した理由

三、中間機関に手数料附加を認めるの

かどうか、認めるとすればその限

度」と、こういう問が出しております。

それでこれについてお答えを願つて、

それから福井の労働基準局自身がどう

答えておるかといふことを笑き合せて

お答えを願つて、

それでこれについてお答えを願つて、

それから福井の労働基準局自身がどう

答えておるかといふことを笑き合せて

お答えを願つて、

それから福井の労働基準局自身がどう

答えておるかといふことを笑き合せて

最高市價を越えては相成らんと私は思つております。若し希望を述べれば、  
最高市價よりも安く配給すべきである。即ち中央から地方へ労務用物資が  
流れて行つた場合において、それの諸  
掛りはやはり加えなければならんであります。それ以上の利益といふものを加え  
るべきではないと考えておるのであります。三十円ですか、何ですか、手  
数料を取るということは以ての外で  
す。まだつきり調べておりません  
が、そういう工合で、福井の労働基準  
局長としては、そねを配給するに要  
した通信費というよくなきの意味  
で、その手数料を取つたと思うので、決  
してそれは役人のボケットに入つたも  
のではないとは思ひますが併しそ  
の場合でも、それはそういう予算が本  
省からして割当てられておらないか  
ら、勢いそういう配給のときにいわゆ  
る手数料として取つたと思いますが、  
併しそれはそういう現実の理由があつ  
たところで、それは成り立たない。当然  
労働省はサービス省ということをい  
つておるので、特にサービスをする省  
が、國民にいわゆる自由販賣以上の値  
段で配給品を賣付けるというよくな  
とはよろしくない。そういう工合に考  
えております。併しこれは今中野さん  
から私がお伺いした点について私の意  
見を申し上げておるので、もつと私が  
申し上げておる外に、基準局長として  
何かこれに対する説明であるか、弁解  
であるか、そういうた理由があるかも  
知れませんから、至急これは取調べま  
して、そうしていずれこの委員会で後  
日その真相を御報告いたしますが、今  
のところは私は基準局長の行き過ぎ  
だと思います。又これが今あなたからお

尋ねになり、私の答えておる程度であります。ならばこれは相当の処置をとりこの官吏に対する諸法規の範囲において処理をとる。又こういことは福井縣ばかりでなく全國にあると思いますから、これは全國の労働基準局長に至急嚴命なる戒告を労働大臣の名において発しようと思ひます。

○中野重治君 今、労働大臣のお答えで私は非常に満足します。尙ついで申しますと、この福井の労働基準局の答える中にある程度のつけ方について、それは労働基準局自身がつけたのではなく、業者の團体がつけたので、自分たちは開知しないという項があります。それはそうだらうと思います。ただ福井縣の場合なんかは、今新聞にも問題になつておりますように、鐵道業者による労働基準局の問題がありまして、場合によると闇業者がストップを押すられる危険のある場合、予め正式の機関へこれを移して、合法的に流してしまふということが今までもあつたと申しますし、又あり得るわけです。そのことをも十分勘定に入れて調査をして頂きたいとこう思います。

○荒井八郎君 ちよつと私をお尋ねしたいのですが、基準局の寄附の問題ですか、大体國の基準局出張所などに出張所が、國の予算は五千五百円、それを出張所がこれで決めた予算が十二万円ばかりの予算で、そこでその超出をどうするかが、ここへ出張所ができますが、これが多大の寄附を仰せつかつておるのである

すが、業者といたしましては無理からぬこととは思つておるのでですが、余り國の予算が少な過ぎて、半分くらいは國で出して、あと半分は一つ地方で持つてくれ、こういうならば話は分るが、実にこれには迷惑しておるのでが、私の所ばかりではないと思ひますが、その点どうでせう。何かそこに予算が少いのだから、もう少し見積りを多く見たらどうか。こう思うのですが、その点どうでせう。

○國務大臣(米澤高亮君) これは中野委員も御指摘になつたのでございまして、この前に衆議院でも問題になつた。実は兵庫縣、愛知縣等にも寄附を頼んだということがあるのであります。これについては労働基準局長の名において、又労働大臣の名において、嚴重にそういうことは相成らん、こういう通達を全國に出しております。その通り前にそういうことが、あつたのがそれを今お取上げになつたものと思うのですが、これは勿論予算が非常に少いので、出先の局長或いは所長が困つておることは認めておるが、現在追加予算として大蔵省に折衝中でござりまするが、御承知の通り、財源がなないとか、いろ／＼の点で關係筋の方面で制限されたり、いろ／＼のことで基準局の關係の追加予算が承認されるかどうか、自信がない。従つて出先の者の意見を聞くと無理からん点があるようですが、一應併し労働大臣として嚴重なる戒告を発しておりますが、打刻して現状を聞いて見ますと、誠に氣の毒だと思つ点があるのです。從つてこの点は目下大蔵省の方へも要請しておりますが、甚だ虫のいいことをお願いするのですが、適當の機会に皆

○理事(栗山夏夫君) 只今委員長がお見えになりましたので、私はここでこの席を下らして頂きます。

「理事退席、委員長着席」

○委員長(原虎一君) 代つて委員長をいたしますが、昨日の委員会におきましての申合せに基きまする連合委員会の決定権と運営の方法について運営委員会に対し当委員会の希望要請として傳えろというので、先程運営委員会に参りました。この問題につきましては、運営委員の方もおられると思いますが、運営委員会は既に問題にいたしましたして、今日が決定する日になつておつたようであります。決定前に私発言を求めてまして、私から連合委員会の運営について、最終決定権を付託された委員会のみ持たすというやり方に反対して、法的解釈は別として、運営をやつて來た実情から見ますと、才のよくなき大きな難点といいますか、障礙にぶつかつておると申しますのか、最終決定権を持たない、参加した委員会は、関心は深くても、決定権がないことによつて、やはり人情として、関心を薄くする。関心の深度が変わることによるという事実、それから極端のことを申しますと、付託された委員会に二名若しくは三名が出席して、参加した方は委員会に多数出席して、委員会が定数に達して構成するとして、付託を受けた委員会の意見といふものは余り出ない、参加した委員会の意見が反映しておりましても、決定権を持つ場合はこの二三名の者にて決定するというような、非民主的な

こともあり得るということが発見され、こういう問題についてすでに我々が欠点を発見したのであるから、再審議して決定権を持つように変えて貰いたいということを申添えました。すでにこれは今日まで討議なくして、各派の意見を持ち寄つて直ぐ決定するということになりましたので、余り討議というものが行われずして、多數によつてこれが一應現状のまま決定権は付託された委員会で持つ、こういうふうに決つたわけあります。解説は現行法に基いて連合委員会の運営は、本日運営委員会の再確認した方法が妥当だ、こう認めるというのであります。將來この方法によつて事実上いろいろ欠陥が現われて来ますれば、法の改正も考えなければならんであろうと、いうことで、一應決つたわけでありますから、甚だ微力にして申合せの趣旨を徹底することができませんでしたが、左様御了解を願いたいと思ひます。



昭和二十二年十二月十八日印刷

昭和二十二年十二月十九日發行

參議院事務局

印綱者 印刷局